



消費者弁護士の肖像

山崎省吾

第5回(全9回予定)

やまさき しょうご…昭和28年姫路市生まれ。昭和59年弁護士登録。昭和60年「豊田商事事件」で豊田商事国家賠償訴訟常任弁護団員として消費者事件に関わる。平成11年「ダンシングモニター商法事件」で全国弁護団を主導。平成23年から25年まで先物取引被害全国研究会代表幹事。現在、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事。NPO法人ひょうご消費者ネット理事長など。

悪いのは被害者か、それとも信販会社か —ダンシングモニター商法事件③—

ダンシング被害姫路弁護団の提訴から2年を経た平成14年3月、神戸地裁姫路支部で一部勝訴の一審判決が出された。しかし、山崎ら弁護団は全面的に抗弁対抗(残債務の支払拒絶)が認められるはずだと控訴した。信販会社からみのこの手の裁判(事件)は、それまでは適当なところで和解させる例が多かった。「被害者にも落ち度がある」。よって双方「痛み分け」それが従来からの判決だった。だが、山崎ら弁護団はそうはさせなかった。

「裁判の最大の争点は、信販会社が悪いのか、被害者が悪いのか、そこが問われたんです。平成16年4月、大阪高裁で画期的な全面勝利の判決が下りました。抗弁対抗が完全に認められたわけです。『信販会社には加盟店を管理する責任があるんですよ』ということです。そこで加盟店管理責任が明確化され、平成20年の割賦販売法改正につながります」。勝訴に向かわせた要因には被害者らの団結もあった。「弁護士に任せっきりではあかん、被害者に当事者意識がなくなるから。ダンシングの裁判では被害者の会をつくって動員かけました。毎回毎回傍聴席が満員になるわけです。地方の裁判ではありえん話ですよ。こういう動きもあって、マスコミも事件を大きく取り上げたんですよ」と、山崎は当時を振り返った。

大阪高裁は支払い金に関する抗弁対抗を認め、信販会社の立替金請求を全面的に棄却した。その理由は①ダンシング商法は、破綻不可避の反社会的な商法であり、かつ、これを隠蔽

する欺瞞的勧誘方法を伴う詐欺的商法であり、しかも、被害の急速な拡大を招く危険な商法(マルチ商法として禁圧されるべき商法)にも該当するものであるから、公序良俗に反する違法な商法である②売買契約とモニター契約は不可分一体のモニター特約付寝具販売契約ともいべきもので、一体として公序良俗に反し全部無効である③割賦法30条の4は信販業者に対する関係で、消費者の利益を保護するためのもので、かつ、抗弁には制限がないから、購入者は特段の事情のない限り、公序良俗違反・無効の抗弁を信販会社に対抗することができる④割賦法30条の4の抗弁対抗を制限させる場合は、クレジット契約締結に際し、購入者に何らかの過失や不注意があることを指すのではなく、信販会社が加盟店に対する調査、管理の義務を尽くしたかどうかにも考慮に入れた上で、消費者において、販売店がクレジットシステムを悪用して信販会社から不正な利得を取得することにつき、その間の事情を認識しながら、その手続や利得の分配に積極的に加担したような場合をいうものと解するのが相当である⑤加盟店に対する調査、管理の義務を尽くさず、漫然と利潤の追求に走った信販会社が、抗弁対抗が信義則に反する旨主張するのは道理に反する——。

その後、信販3社は上告。最高裁は大阪高裁の上記①④を是認し、平成17年11月に上告不受理の決定を出した。この間、全国で行われていた係属訴訟では、原告に有利な判決ばかりではなかった。同一の消費者事件であるにもかかわらず、被害者に一部を負担させる「一部敗訴」のケースもあった。

(編集部・原田修身)